

青森市長 様

年 月 日

令和 8 年度青森市地方就職学生支援金交付申請書
(移転費を申請する場合)

令和 8 年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、地方就職学生支援金（移転費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名		
	所在地		
就業開始日	年 月 日		

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※ 1

※ 1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（青森市）に元からある（移動させてない）※ 2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※ 2	

※ 2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
転入日から 1 年以上継続して、青森市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 3 各種確認事項の B. に○を付けた場合は、学生支援金の支給対象となりません。

(別紙)

学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、学生支援金の全額を返還します。
 - (1) 学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 学生支援金の申請日から起算して1年以内に学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (3) 学生支援金の申請日から起算して1年以内に青森市に転入しなかった場合
 - (4) 学生支援金の要件を満たす就業先への就業開始日から起算して1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。）
 - (5) 転入日から1年以内に青森市から転出した場合（住民票を移さず転出した場合は、要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内）

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び青森市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び青森市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。